

副首都整備に向けて

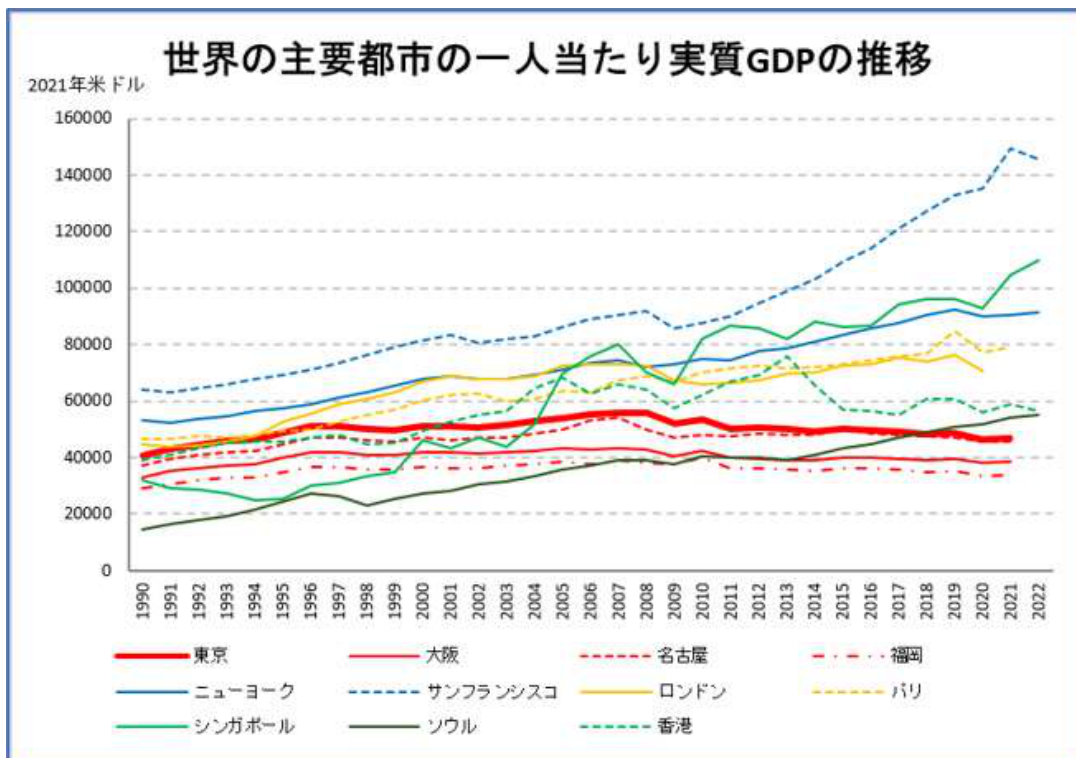
2026 年 9 月 17 日

原 英史

1. 目標

日本の主要都市は、東京も大阪も、世界の都市間競争では低迷。

東京が目標ではなく、副首都整備を通じ、世界の都市間競争で勝てる都市へ。



出典： Penn World Table、OECD 都市圏データ（Functional Urban Area GDP、全国一人当たり GDP）に基づき推計。

※数値： PPP 換算の一人当たり実質 GDP（2021 年米ドル）

※推計方法

- 1) シンガポール・香港以外： OECD 都市圏データを基礎として、PWT の一人当たり GDP 長期データで推計・補正（PWT 国値に年次 OECD 都市／国比を乗じた再構成値、1970～2000 年頃の一部は都市圏・国比を推定して遡及推計）。
- 2) シンガポール・香港： 国全体を都市と扱い、PWT の一人当たり GDP 長期データを利用。

2. 規制・制度の都市間競争

◆規制・制度の都市間競争の欠如が、日本の都市の生産性の制約要因。

例：ライドシェア

- ・カリフォルニア州で 2013 年、ロンドン市で 2016 年、ニューヨーク州・市で 2017 年に、導入のための新たな制度が州・市レベルで設定。
- ・日本は、規制権限は国に集中。

→副首都整備から道州制も見据えた「副首都特区」（道州制を見据え、副首都などの限定した地域に対して、規制や行政改革の権限を国から委譲）を設け、国で進展の遅い改革（ライドシェア・自動走行、労働市場改革など）を副首都において推進すべき。

参考：「高市早苗政権に求められる規制改革（未定稿）」制度・規制改革学会有志

◆税制の都市間競争も重要。

例：シンガポールの所得税特例 (Not Ordinarily Resident Scheme、2002～2024 年)

3. 都市インフラの強化

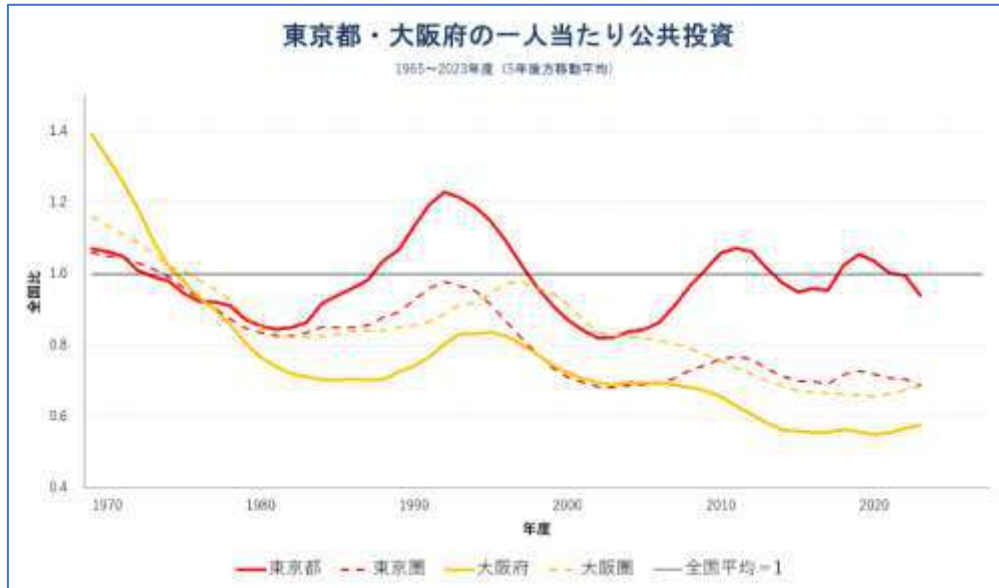
◆長年の「国土の均衡ある発展」政策により、地方を優先し、都市への公共投資が疎かにされてきた。副首都整備に際し、都市インフラの強化が課題。



出典：「行政投資実績報告書」に基づき作成。

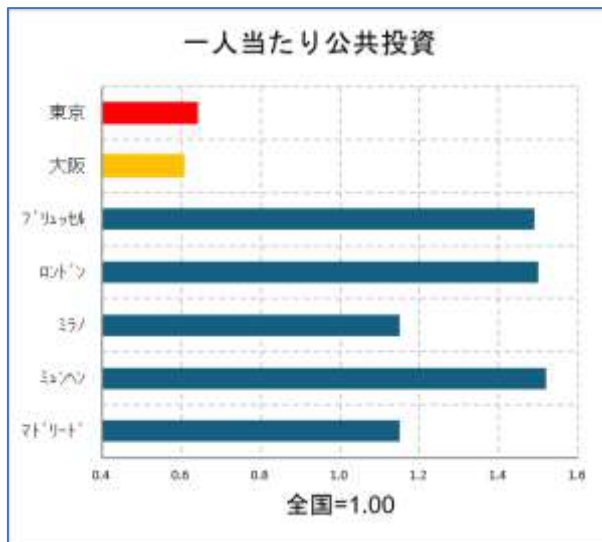
※「東京圏」：埼玉、千葉、東京、神奈川。「大阪圏」：京都、大阪、兵庫、奈良。「名古屋圏」：岐阜、愛知、三重。

※特に大阪府の公共投資は低水準



出典：「行政投資実績報告書」に基づき作成。

※日本の公共投資は地方優先だが、外国の主要都市では逆に全国平均を上回る例



(出典) 各国の公共投資データに基づき推計。

注：統計概念、対象政府部門は国・都市により異なる。東京・ブリュッセルは一般政府固定資本形成、
 その他は類似指標。期間は、東京・ブリュッセルは2011～2019年、ロンドンは2020～2024年、ミラノ
 は2000～2023年。

※ミュンヘンは自治体投資のみ、マドリッドは国公共部門の投資のみの参考指標。

(参考)

高市早苗政権に求められる規制改革(未定稿)

2026年9月17日

制度・規制改革学会有志

9月17日の高市内閣の改造人事で日本維新の会の規制改革・行政改革担当相が誕生する方向と報じられている。これまで維新の会は、「効率的な政府」を目指して、国会の定員数削減、副首都構想や社会保障制度改革等、様々な制度改革を提言してきた。この度、その司令塔としての規制改革担当相のポストを得ることで、実現に向けた第一歩を踏み出すことが期待される。

以下では、①当面の日本の経済社会で、制度や規制の改革がなぜ必要とされているか、②優先される課題として何を選択するか、③規制改革の手法の改革、等について検討する。

1. 高市内閣における制度・規制改革の意義

高市内閣の大きな目標である「官の投資が呼び水となり民間投資の促進で強い経済の実現」は、現在の日本経済の活性化にとって、もっとも重要な政策である。しかし、民間投資の不足には、企業の資金的な制約よりも、民間企業の参入を妨げている、根拠の乏しい規制や不利な税制等による面が大きい。

こうした参入阻害には、2種類ある。

第一は、直接的な参入規制である。その典型として、①大規模経営が求められる農業分野における民間企業の農地購入の禁止、②医療、保育、介護といった官製市場への民間企業の参入に対する制約、③ライドシェアや商業ベースの自動運転など、新しい技術に基づく業種への参入制限、の三点を挙げることができる。諸外国において発展しているこうしたビジネスが日本では著しく制約されている事実は、規制改革によって生み出される潜在的な市場の大きさを物語るものであり、政府の規制に縛られた業種を民間投資の受け皿へと改革することの効果の大きさを示唆している。

第二は、労働市場の流動性が乏しいことである。民間企業が新規投資を行うためには新しい人材の確保が不可欠であり、そのためには流動性の高い効率的な労働市場が大きな前提となる。労働力人口の趨勢的な減少は、労働者の企業に対する交渉力を高める方向に働くものであるが、これを踏まえれば、労働者の保護のみに留まらず、その選択肢をより自由に広げるための改革こそが求められている。

2. 最優先される三つの課題

制度・規制改革で新規参入が増え、市場競争が活発になれば、その最大の受益者は雇用機会の増える労働者や、質の高い商品やサービスを受益する消費者である。

第1に、食糧安全保障のカギとなるコメ農業の活性化である。24―25年の「令和の米騒動」は、減反政策という消費者無視の農政の失敗を顕著にしたものである。今後、農業保護の手法を、従来の高価格維持から増産する農家への補助金という、諸外国と共通した手法に転換することにより、コメの価格競争力を高め、輸出増を通じた自給率の向上で、農業大国への途を開くための新しいルールが必要とされる。

第2は、人口減少時代の労働市場改革である。性別や年齢に関わらず、個々の労働者が、その能力と意欲に応じた働き方を実現する。そのためには、採用と離職時の雇用契約の明確化や、時間に縛られない雇用ルールの制定が必要とされる。

第3は、外国人の雇用に関する具体的な法制定である。原則として移民は入れないという現行の建て前と、外国人労働を必要とする企業のニーズとの矛盾を放置するのではなく、明確な選別基準にもとづく受け入れと、平等な雇用・賃金を保障する「外国人雇用法（仮称）」の制定を急ぐべきである。

3. 規制改革の手法の改革

過去の政権で規制改革が進んだ時代を考えれば、「（前身の行革委員会から）規制改革会議」、「構造改革特区」、「国家戦略特区」といった仕組み上のイノベーションがあった。今後も改革を促進するためには、例えば、副首都整備から道州制も見据えた「副首都特区（道州制を見据え、副首都などの限定した地域に対して、規制や行政改革の権限を国から委譲）」といった、新しい枠組みを検討する必要がある。

4. 政策プロセスの透明化

これまでの規制改革のプロセスでは、規制改革会議委員と各省庁との詳細な議論を経て、時間をかけて進んできた。しかし、今後の高市政権の下での制度や規制の改革では、まず、現行制度の問題点を明確にし、なぜ改革が必要かについて国民の理解を得ることに最重点を置く必要がある。そのためには、インターネットを通じた議事の全面公開だけでなく、その具体的な争点についての賛否両面での解説や公開討論等の広報にも重点をおく必要がある¹。

5. その他

このほか、行政改革や、狭義の規制改革にとどまらない諸制度の改革の取組も重要である。例えば、行政改革の一環として、日本版 DOGE では、従来の租税特別措

¹ 規制改革会議に関してはインターネット動画での公開などが一定程度なされているが、例えば社会保障国民会議など、制度・規制改革に関わる会議において全般に、同様に公開・広報を行う必要がある。

置につき政策効果の立証責任を担当省庁に求め²、徹底した改革を進めるべきだ。

<賛同者(2026年9月17日時点)>

鈴木 亘 学習院大学教授、制度・規制改革学会代表理事

八代尚宏 昭和女子大学総長顧問

八田達夫 アジア成長研究所理事長

竹中平蔵 慶應義塾大学名誉教授

阿曾沼元博 順天堂大学客員教授

安念潤司 中央大学名誉教授

大林 尚 ジャーナリスト

岸 博幸 慶應義塾大学教授

西沢和彦 日本総合研究所理事

原 英史 政策工房代表取締役

² 租税特別措置に関して、従来の各省庁の説明では概して、制度が利用されているかどうかの説明程度しかなされていない。制度による行動変容がどの程度あったかの立証（例えば賃上げ促進税制では、制度がなくても賃上げがなされたのか、制度によって行動変容があったのかの区別）が求められる。